

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第24回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第24回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>24回ということで、農業会議が一般社団法人に体制移行して丸2年が経ちました。色々な点でまだ不備があるかと思えますけれども、常設審議委員会の運営につきましても、皆さま方のご理解をいただきながらスムーズな運営を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取について、農地法第5条・11件うち3,000㎡を超える案件が8件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>また、農地法による意見聴取の後に、今年度県下20市町で行われた「農業者等との意見交換会」で出された意見について、報告の時間を設けていますので、最後までご協力いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、 ・ 委員と ・ 委員に お願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>(前月の審議案件の結果について報告)</p>
農業委員会	<p>農業委員会より説明いたします。</p> <p>整理番号5 - 1、 申請の店舗用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工・流通業務施設等の事務所、店舗である農業従事者の就業機会の増大に寄与す</p>

る施設に該当し、既に申請人と市との間で雇用協定が適切に締結されているため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 2、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は高速道路のインターチェンジから概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 3、申請の工場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 4、申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5 - 5、申請のキャンプ場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5 - 6、申請の資材置場及び工事用道路用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5 - 7、申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

農業委員会の提出案件ですが、事務局がまだお見えになっていないため、農業会議より説明いたします。

整理番号5 - 8、申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第

		1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第5条関係が唐津市の3件ございます。 併せてご審議のほどお願いします。
議	長	農地法第5条関係11件について説明がありました。 ここで、3,000㎡を超える8案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	申請地が18,000㎡とかなり大きな面積で、調整池が北側と南側に1,300㎡程あって、そこから排水される水が下の集落のクリークの中に入ってきているので、大丈夫かなという気がするのですが。
	農業委員会	排水については、国道水路を経由するという事で、開発協議の中で包括的に協議がなされております。地図には、申請地から3本暗渠排水が東側水路に通る形で表しておりますが、もう1、2本入るとのことです。調整池については埋め込み型で、駐車場の部分も傾斜をつけて調整池と併用するという形です。県の土木事務所によると、適切な範囲内で計画がなされているとのことでした。
	委員	分かりました。
	委員	賃借権ということで、契約期間終了後の原形復旧などは契約の中で謳われているのかどうか、ご存じであれば教えてください。
	農業委員会	この土地の所有者の方々は、将来的に事業の用に供するような目的をお持ちで、この18,000㎡程の農地全てが圃場整備の対象外であり、元から農振地域からも外れておりました。ですから、過去にも、工場の誘致等の働きかけがあったと聞き及んでおります。所有者の方の意向なのか、賃借権設定になされておりますが、今後農地としての利用は考えておられないようです。
	委員	分かりました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	建売分譲住宅11区画とされていますが、全部同じ形の建物ですか。
農業委員会	建物は全部同じです。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして唐津市農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	申請地の南側に溜池がありますが、管理組合の方からは何か問題等は出ていないですか。
農業委員会	この溜め池の方が、申請地より高くなっていますので、こちらに流れるということはありません。また、地元の生産組合長さん、区長さんからは、異議なしということで意見をいただいております。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ない でしょうか。
	委員	一時転用完了後植栽をしますという説明がなされたと思うので すが、何を植栽されるのですか。
	農業委員会	植栽の樹種までは把握をしておりませんが、この区域の 中に山林がございまして、それについては伐採の届出とその後の 植栽について計画を提出されているところでございます。
	委員	山林の面積はどのくらいあるのですか。林地開発等はどうか なっていますか。
	農業委員会	山林の面積は1,475㎡で、林地開発までは不要ということにな ります。
	委員	分かりました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 のキャンプ場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないで しょうか。
	委員	が近くにありますが、そこら辺からの同意が必要とい

		うようなことはないのでしょうか。
農業委員会		からの同意というのは、特に必要ないと思われます。この申請地の西側にもキャンプ場がございます、特に問題ないと思われます。
	委員	はい、分かりました。
議長	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同		(意見・質問・異議なし)
議長	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(挙手多数)
議長	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の資材置場及び工事用道路用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同		(意見・質問・異議なし)
議長	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(挙手多数)
議長	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	林地開発の必要性についてですが、基本的には10,000㎡以上で、市町によっては3,000㎡以上等になっているかと思いますが、これについてはどうですか。
農業委員会		林地開発については必要ないですが、開発協議の方が必要ですので、まだ申請には至っていないのですが、今協議中という状況です。

委員	平行してされるのですね。
農業委員会	はい、そうです。
委員	転用地所在の字についてですが、 の字がこれではないのでは ないかと思うのですが、いかがでしょうか。
農業委員会	登記簿上はこの字となっています。
委員	分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、 農業委員会経由、 申請 の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ない でしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
坂井議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議長	最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第 1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件につい て、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。

		<p>それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p>
委員一同		<p>(挙手多数)</p>
議長		<p>挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第5条関係11件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することいたします。</p>
議長		<p>続きまして、2番目の項目に移ります。 「農業者等との意見交換会」について、事務局よりお願いします。</p>
農業会議事務局		<p>(資料2について説明)</p>
議長		<p>ありがとうございました。 それでは、以上をもって、議事を終了いたします。</p>
		<p>議 事 終 了</p>
専務理事		<p>最後に、その他の項目に移ります。 (資料3について説明)</p>
専務理事		<p>ありがとうございました。 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。</p>

15時00分